

山形地方最低賃金審議会

【第3回】

期 日 令和4年8月10日（水）

場 所 山形労働局 大会議室

山 形 労 働 局

令和4年度 山形地方最低賃金審議会（第3回）議事次第

1 開 会

2 議 事

(1) 山形県最低賃金の改正決定について（答申）

(2) 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性について

(3) その他

3 そ の 他

4 閉 会

資料目次

資料1 特定（産業別）最賃の改正申出関係

1-1 令和4年度特定（産業別）最低賃金の改正決定の申出状況

1-2 令和4年度特定（産業別）最低賃金の改正決定の申出書

- ① 山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金
- ② 山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ③ 山形県自動車・同附属品製造業最低賃金
- ④ 山形県自動車整備業最低賃金

資料2 2022年度「特定最低賃金」疎明資料解説（連合山形作成）

令和4年度 特定（産業別）最低賃金の改正決定の申出状況

山形労働局

特定（産業別）最低賃金	申出月日	申出代表者	適用労働者 （人）	合意労働者 （人）	合意労働者 の割合（％）	備 考
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	7月25日	JAM南東北山形県連絡会 会長 納富 聡	2,406	885	36.8%	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	8月5日	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 山形地域協議会 議長 柿崎 隆英	16,854	9,222	54.7%	
自動車・同附属品製造業	8月5日	JAM南東北山形県連絡会 会長 納富 聡	4,891	1,888	38.6%	
自動車整備業	7月25日	自動車総連山形地方協議会 議長 佐藤 篤志	3,167	1,476	46.6%	

（注）適用労働者数は、各産業の令和3年12月1日現在の実質的な労働者数。

（注）合意労働者の割合は、小数点以下第2桁で四捨五入。

2022年7月25日

山形労働局長
小森則行殿

天童市久野本四
やはぎビル2F
JAM南東北山
会長 〇

申 出 書

最低賃金法第15条、第1項の規定により、山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山形県において、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業を営む使用者に使用される労働者

885 人

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金

3. 申出の内容

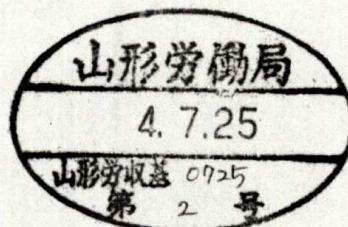
上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条、第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業においては、同種の基幹的労働者について産業別最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

5. 添付書類

- (1) 山形県におけるポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業の事業所数と労働者数の概数
- (2) 申出代表者に対する委任書
- (3) 最低賃金改定の決議書



以上

一般産業用機械・装置、真空装置・真空機器製造業

1. それぞれ合意効力の及ぶ労働者の範囲とその数、及び当該地域内の同種の労働者の概数

(1) 山形県における一般産業用機械・装置製造業の事業所数と労働者の概数

産業分類	事業所数	適用労働者数	備考
一般産業用機械・装置製造業 E252, E253, E2596, E2621 の一部、 E2652, E2693 除くもの (E2532 の一部、E2535)	70	2,406人	

(2) 合意の効力の及ぶ山形県における一般産業用機械・装置製造業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲		備考
	労働協約等の数	適用労働者数	
労働協約			
労使協定等			
機関決定	8	885人	
個別合意等			
総計	8	885人	

① 労働組合により最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が、行われている場合の構成員の内訳

	機関決定を行った労働組合名	その構成員（労働組合員）数
1		311人
2		71人
3		78人
4		58人
5		58人
6		20人
7		137人
8		152人
	合計	885人

2. 申出代表者に対する委任書（別紙に添付）

2022年 8月 5日

山形労働局長
小森 則行 殿

山形市木の実町 12-37 大手門パルズ内
全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
山形地域協議会
議長 柿崎 隆英

申 出 書

最低賃金法第15条、第1項の規定により、山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山形県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者

9, 222 人

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

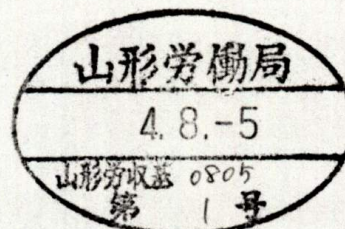
上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条、第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業においては、同種の基幹的労働者について産業別最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

5. 添付書類

- (1) 山形県における山形県電気機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数
- (2) 申出代表者に対する委任書
- (3) 労働協約の写し
- (4) 最低賃金改正の必要性の決議書
- (5) 個々の労働者の合意書



以上

電気機械器具製造業

1. それぞれ合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数、及び当該地域内の同種の労働者の概数

(1) 山形県における電気機械器具製造業の事業所数と労働者の概数

産業分類	事業所数	労働者数	備 考
電気機械器具製造業 E28, E29, E30、除くもの (E293, E295, E2973 の一部, E299)	3 2 9	1 6, 8 5 4	

(2) 合意の効力の及ぶ山形県における電気機械器具製造業の労働者の範囲

総 括 表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲		備 考
	労働協約等の数	労働者数	
労働協約			
労使協定等	1 6	3, 8 5 0人	
機関決定	1 4	4, 7 9 4人	
個別合意等	2	5 7 8人	
総 計	3 2	9, 2 2 2人	

① 賃金の最低額に関する労使協定の適用を受ける者の内訳

	事業所名	組 合 名	適用労働者数
1			1 5 0人
2			2 4 3人
3			3 8 3人
4			2 6 0人
5			1 2 4人
6			2 5 3人
7			3 5 4人
8			1 8 9人
9			1 9 1人
10			1 6 7人
11			1 1 9人
12			2 8 4人
13			6 3人
14			3 0 0人
15			5 1 6人
16			2 5 4人
	合 計		3, 8 5 0人

② 労働組合により最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が行われている場合
の構成員の内訳

	機関決定を行った労働組合名	その構成員（労働組合員）数
1		178人
2		50人
3		260人
4		115人
5		474人
6		310人
7		205人
8		335人
9		51人
10		571人
11		1,438人
12		399人
13		370人
14		38人
	合 計	4,794人

③ 改定決定に関する申出について書面をもって合意を行った労働者の内訳

	事業所名	合意を行った労働者数
1		110人
2		468人
	合 計	578人

2. 申出代表者に対する委任書

(別紙に添付)

2022年 8月 5日

山形労働局長
小森則行殿

天童市久野本四丁目15-20
やはぎビル2F-D
JAM南東北山形県連絡会
会長 納富 聡

申 出 書

最低賃金法第15条、第1項の規定により、山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山形県において、自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者

1,888 人

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条、第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業においては、同種の基幹的労働者について産業別最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

5. 添付書類

- (1) 山形県における自動車・同附属品製造業の事業所数と労働者数の概数
- (2) 申請代表者に対する委任書
- (3) 労働協約の写し
- (4) 最低賃金改正の必要性の決議書



以上

自動車・同附属品製造業

1. それぞれ合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数、及び当該地域内の同種の労働者の概数

(1) 山形県における自動車・同附属品製造業の事業所数と労働者の概数

産業分類	事業所数	適用労働者数	備考
自動車・同附属品製造業 E311	107	4,891人	

(2) 合意の効力の及ぶ山形県における自動車・同附属品製造業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲		備考
	労働協約等の数	労働者数	
労働協約	2	537人	
労使協定等			
機関決定	8	1,351人	
個別合意等			
総計	10	1,888人	

① 賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

	事業所名	組合名	協約適用労働者数	備考
1			402人	
2			135人	
	合計		537人	

② 労働組合により最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が、行われている場合の構成員の内訳

	機関決定を行った労働組合名	その構成員（労働組員）数
1		108人
2		201人
3		189人
4		141人
5		140人
6		210人
7		291人
8		71人
	合計	1,351人

2. 申出代表者に対する委任書

(別紙に添付)

2022年6月1日

山形労働局長
小森 則行 殿

宮城県 榴丘 4-5-22
宮城野 F日産産連内
自動車 議
議長 佐藤 篤 志

申 出 書

最低賃金法第15条、第1項の規定により、山形県自動車整備業最低賃金の改正を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山形県において、自動車整備業を営む使用者に使用される労働者

1,476 人

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

山形県自動車整備業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条、第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

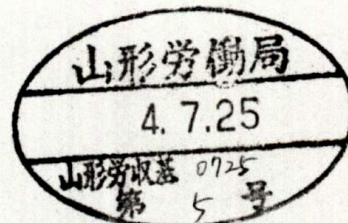
4. 申出の理由

申出産業においては、同種の基幹的労働者について産業別最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

5. 添付書類

- (1) 山形県における自動車整備業の事業所数と労働者数の概数
- (2) 申請代表者に対する委任書
- (3) 最低賃金改正の必要性の決議書
- (4) 個々の労働者の合意署名

以 上



自動車整備業

1. それぞれ合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数、及び当該地域内の同種の労働者の概数

(1) 山形県における自動車整備業の事業所数と労働者の概数

産業分類	事業所数	適用労働者数	備考
自動車整備業 R89 (I591 の一部、H43 の一部、 H44 の一部)	1, 029	3, 167人	

(2) 合意の効力の及ぶ山形県における自動車整備業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲		備考
	労働協約等の数	労働者数	
労働協約			
労使協定等			
機関決定	11	1, 476人	
個別合意等			
総計	11	1, 476人	

①労働組合により最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が、行われている

場合の構成員の内訳

	機関決定を行った労働組合名	その構成員（労働組合員）数
1		158人
2		165人
3		111人
4		284人
5		88人
6		67人
7		24人
8		87人
9		120人
10		166人
11		206人
	合計	1, 476人

2. 申出代表者に対する委任書

(別紙に添付)

2022年度「特定最低賃金」疎明資料解説

1. 一般産業用機械製造

(1) 賃金センサスによるデータ

令和2年賃金構造基本統計調査（厚生労働省HPより）

都道府県別第1表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

E 製造業

2. 電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具製造業

(1) 申し出労働者間における賃金格差

18歳最低賃金額（企業内最賃）

A社： (383人)

B社： (189人)

C社： (254人)

(2) 賃金センサスによるデータ

令和3年賃金構造基本統計調査（厚生労働省HPより）

都道府県別第1表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業

3. 自動車整備業

(1) 賃金センサスによるデータ

令和3年賃金構造基本統計調査（厚生労働省HPより）

都道府県別第1表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

R サービス業（他に分類されないサービス業）

4. 自動車・同付属品製造業

(1) 賃金センサスによるデータ

令和3年賃金構造基本統計調査（厚生労働省HPより）

都道府県別第1表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

E 製造業

各企業間（規模別）における最低賃金の疎明資料

I. 一般産業用機械製造業

1. 賃金センサスによる規模間格差（所定内給与額）

山形県 製造業 男女計

単位1,000円

区 分	1,000人以上	100～999人	10～99人
～19歳	190.2	166.6	168.8
(指 数)	100	87.6%	89.1%
20～24歳	207.6	182.7	169.1
(指 数)	100	88.0%	88.9%
25～29歳	236.4	198.5	186.3
(指 数)	100	84.0%	78.6%
30～34歳	281.8	221.9	200.8
(指 数)	100	78.7%	83.6%
35～39歳	288.4	243.7	207.7
(指 数)	100	84.5%	84.8%
40～44歳	319.3	258.2	231.1
(指 数)	100	80.9%	81.3%
45～49歳	348.3	284.2	240.5
(指 数)	100	81.6%	77.6%
50～54歳	373.3	299.0	261.1
(指 数)	100	80.1%	78.3%
55～59歳	384.1	296.7	273.5
(指 数)	100	77.2%	73.9%
60～64歳	294.3	218.6	196.2
(指 数)	100	74.3%	89.2%
65～69歳	—	196.0	183.7
(指 数)	—	—	—
70歳～	—	165.3	193.7
(指 数)	—	—	—

各企業間における最低賃金の疎明資料

Ⅱ. 電子部品・デバイス・電子回路製造業

1. 申し出労働者間における賃金格差（時間額）

単位 円

区 分	A 社	B 社	C 社
時 間 額	1, 079	993	875
(指 数)	100	92.0	81.1

2. 賃金センサスによる規模間格差（所定内給与額）

山形県 電子部品・デバイス・電子回路製造業 男女計

単位1, 000円

区 分	1, 000人以上	100～999人	10～99人
～19歳	188.9	163.5	—
(指 数)	100	86.6%	—
20～24歳	248.3	183.0	—
(指 数)	100	73.7%	—
25～29歳	256.6	197.1	171.0
(指 数)	100	76.8%	66.6%
30～34歳	302.2	225.7	223.3
(指 数)	100	74.7%	73.9%
35～39歳	331.9	153.6	207.6
(指 数)	100	46.3%	62.5%
40～44歳	380.7	279.6	189.9
(指 数)	100	73.4%	49.9%
45～49歳	368.6	265.2	290.2
(指 数)	100	71.9%	78.7%
50～54歳	399.0	322.6	321.9
(指 数)	100	80.9%	80.7%
55～59歳	390.8	300.8	389.4
(指 数)	100	77.0%	99.6%
60～64歳	257.7	142.7	272.8
(指 数)	100	55.4%	105.9%
65～69歳	—	—	200.9
(指 数)	—	—	—

各企業間における最低賃金の疎明資料

Ⅲ. 自動車整備業

1. 賃金センサスによる規模間格差（所定内給与額）

サービス業（他に分類されないもの） 男女計

単位 1, 000円

区 分	1, 000人以上	100～999人	10～99人
～19歳	195.1	177.3	159.6
(指 数)	100	90.9%	81.8%
20～24歳	190.8	170.7	177.8
(指 数)	100	89.5%	93.2%
25～29歳	194.7	187.0	204.2
(指 数)	100	96.0%	104.9%
30～34歳	210.0	209.5	223.2
(指 数)	100	99.8%	106.3%
35～39歳	208.0	232.8	218.1
(指 数)	100	111.9%	104.9%
40～44歳	236.4	219.2	245.3
(指 数)	100	92.7%	103.8%
45～49歳	258.5	228.9	263.0
(指 数)	100	88.5%	101.7%
50～54歳	221.9	224.9	274.5
(指 数)	100	101.4%	123.7%
55～59歳	229.8	207.6	273.1
(指 数)	100	90.3%	118.8%
60～64歳	191.7	177.1	217.6
(指 数)	100	92.4%	113.5%
65～69歳	196.2	182.2	181.4
(指 数)	100	93%	92.5%
70歳～	166.9	155.8	161.2
(指 数)	100	93%	96.6%

各企業間における最低賃金の疎明資料

IV. 自動車・同附属品製造業

1. 賃金センサスによる規模間格差（所定内給与額）

山形県 製造業 男女計

単位 1, 000円

区 分	1, 000人以上	100～999人	10～99人
～19歳	190.2	166.6	168.8
(指 数)	100	87.6%	89.1%
20～24歳	207.6	182.7	169.1
(指 数)	100	88.0%	88.90%
25～29歳	236.4	198.5	186.3
(指 数)	100	84.0%	78.6%
30～34歳	281.8	221.9	200.8
(指 数)	100	78.7%	83.6%
35～39歳	288.4	243.7	207.7
(指 数)	100	84.5%	84.80%
40～44歳	319.3	258.2	231.1
(指 数)	100	80.9%	81.3%
45～49歳	348.3	284.2	240.5
(指 数)	100	81.6%	77.6%
50～54歳	373.3	299.0	261.1
(指 数)	100	80.1%	78.3%
55～59歳	384.1	296.7	273.5
(指 数)	100	77.2%	73.9%
60～64歳	294.3	218.6	196.2
(指 数)	100	74.3%	89.2%
65～69歳	—	196.0	183.7
(指 数)	—	—	—
70歳～	—	165.3	193.7
(指 数)	—	—	—



令和4年8月10日

山形地方最低賃金審議会
会長 村山 永 殿

山形地方最低賃金審議会
山形県最低賃金専門部会
部会長 コーエンズ 久美子

山形県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年6月28日、山形地方最低賃金審議会において付託された山形県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月3日発効の山形県最低賃金（時間額793円）は、令和2年度の山形県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本部会として、山形県の中小企業・小規模事業者の置かれた厳しい状況を踏まえ、政府に対して、業務改善助成金について、原材料費等の高騰にも対応したものとすなど、より一層実効性ある支援の拡充、とりわけ本県を含むDランク県における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望することについて、山形地方最低賃金審議会の答申における付帯決議とすることを要望する。

おって、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙3のとおりである。

山 形 県 最 低 賃 金

- 1 適用する地域
山形県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 854円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
令和4年10月6日

山形県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 山形県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 793円
- (3) 発効日 令和2年10月3日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和2年度
- (3) 生活保護水準（令和2年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の山形県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（94,786円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると山形県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

793円（山形県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）
×0.817（可処分所得の総所得に対する比率）＝112,602円

○公益代表委員 コーエンズ久美子 押野 正徳 村山 永

○労働者代表委員 小川 修平 長谷部 泰晴 柿崎 隆英

○使用者代表委員 丹 哲人 岩田 雅史 大沼 拓雄



令和4年8月10日

山形労働局長
小森 則行 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 村山 永

山形県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年6月28日付け山形労発基0628第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月3日発効の山形県最低賃金（時間額793円）は、令和2年度の山形県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本審議会としては、山形県の中小企業・小規模事業者の置かれた厳しい状況を踏まえ、政府に対して、業務改善助成金について、原材料費等の高騰にも対応したものとするなど、より一層実効性ある支援の拡充、とりわけ本県を含むDランク県における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。

山形県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
山形県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 854円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
令和4年10月6日

山形県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 山形県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 793円
- (3) 発効日 令和2年10月3日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和2年度
- (3) 生活保護水準（令和2年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の山形県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（94,786円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると山形県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

793円（山形県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）
×0.817（可処分所得の総所得に対する比率）＝112,602円



山形労発基0810第1号
令和4年8月10日

山形地方最低賃金審議会
会長 村山 永 殿

山形労働局長
小森 則行

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和4年7月25日付けをもって申出代表者JAM南東北山形県連絡会会長納富聡から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第2号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。



山形労発基0810第2号
令和4年8月10日

山形地方最低賃金審議会
会長 村山 永 殿

山形労働局長
小森 則行

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無につ
いて（諮問）

令和4年8月5日付けをもって申出代表者全日本電機・電子・情報関連産業
労働組合連合会山形地域協議会議長柿崎隆英から最低賃金法（昭和34年法律
第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり山形県電子部品・
デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成
20年山形労働局最低賃金公示第3号）の改正決定に関する申出があったので、
同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。



山形労発基0810第3号
令和4年8月10日

山形地方最低賃金審議会
会長 村山 永 殿

山形労働局長
小森 則行

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（諮問）

令和4年8月5日付けをもって申出代表者JAM南東北山形県連絡会会長納富聡から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり山形県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第4号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。



山形労発基0810第4号
令和4年8月10日

山形地方最低賃金審議会
会長 村山 永 殿

山形労働局長
小森 則行

山形県自動車整備業最低賃金の改正決定の必要性の
有無について（諮問）

令和4年7月25日付けをもって申出代表者自動車総連山形地方協議会議長
佐藤篤志から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定
に基づき、別添のとおり山形県自動車整備業最低賃金（令和2年山形労働局最
低賃金公示第5号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規
定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。